

令和8年度

川口市特別養護老人ホーム 公募要項  
(改築及び大規模修繕)

令和8年6月

川口市 福祉部 介護保険課

## 1 公募の趣旨

川口市では、特別養護老人ホームの長寿命化を図るため、建物の改築及び大規模修繕の費用の一部補助を実施しています。

本公募は、補助金の交付により、より良いサービスを継続的に提供できる事業者を適正かつ公平・公正に選定するために行うものです。

## 2 対象施設

特別養護老人ホーム（定員30名以上）で、改築の場合は建設30年以上、大規模修繕の場合は建設15年以上経過している施設

## 3 応募要件

次の要件をすべて満たすこと。

- 社会福祉法人であること。
- 介護保険法第78条の2第4項及び第86条第2項各号の規定に該当しないこと。
- 法人の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は川口市暴力団排除条例（平成24年条例第52号）第2条第3号に規定する暴力団関係者ではないこと。
- 都市計画法、建築基準法、消防法、介護保険法、老人福祉法等の関係法令を遵守し、関係法令に基づく基準等を満たす計画であること。
- 市町村税、都道府県税及び国税を滞納していないこと。
- 会社更生法、民事再生法等により更正又は再生手続きを行っている法人でないこと。
- 過去に所轄庁の監査等において法人運営・施設運営等に関して重大な問題等を起こしていないこと。
- 応募事業者（運営法人）自らが開設し、指定（認可）を受けるものであること。
- 計画地については、法令等に基づき必要な許認可等が得られる用地であること。
- 施設建設、設備準備及び事業運営に必要な資金が十分にあり、長期継続して健全で安定したサービスの提供ができること。
- 介護を必要とする高齢者や認知症高齢者の様々なニーズにきめ細かく応えることができる能力、意欲を有していること。
- 原則、改築については令和10年度末までに、大規模修繕については令和9年度末までに整備を完了させること。
- 基本的には当該社会福祉法人の土地であること（ただし、借地でも認められる場合があるので相談すること。）
- 大規模修繕においては、非木造老朽度調査を完了した上で応募すること。
- 土地及び建物に根抵当権を設定していないこと。

※その他、詳細については、「川口市特別養護老人ホーム設置の手引き」を参照してください。

## 4 応募の手続き

### (1) 事前相談

事前相談は、下記の提出窓口で随時、受け付けます。予め電話で予約の上、ご来庁ください。

なお、事前相談がない場合、申込みをお受けできません。

### (2) 応募の受付期間

本公募への申込みを希望する事業者は、下記のとおり応募書類を提出してください。

手順	受付期間	提出窓口
① 応募受付	令和8年7月31日（金）まで	下のフォームから応募 <a href="https://logoform.jp/form/zRQD/1603017">https://logoform.jp/form/zRQD/1603017</a>
② 事業計画書提出	令和8年8月31日（月）まで （土曜・日曜・祝日を除く。） 9時00分から16時30分まで（時間厳守） <b>※「①応募受付」で応募していない場合、書類の提出は受け付けません。応募した事業者は、期日までに書類提出をお願いします。</b> <b>※予め電話で予約の上、ご来庁ください。</b> <b>※郵送による書類の提出は受け付けません。</b>	下の窓口へ提出  川口市 介護保険課 事業者係 川口市青木2-1-1 電話 048-259-7293 FAX 048-258-7493

### (3) 事業計画書提出部数

正本1部

### (4) 提出書類

「川口市特別養護老人ホーム設置の手引き」を参照してください。書類の様式は、川口市ホームページからダウンロードしてください。

### (5) 作成上の注意

□書類は原則としてA4版で作成し、黄色のフラットファイルに綴じてください。

□図面はA3版で作成し、A4サイズにたたんで綴じてください。

□書類名（略称可）が分かるように右端にインデックスを付してください。また、インデックスは書類に直接貼付せず、白紙にインデックスを貼付の上、綴じてください。

※市に対して提出する書類（印鑑証明、身分証明、謄本、残高証明書等）→原本とする。

〔印鑑証明、身分証明、謄本は申請日の3ヵ月前までに発行されたものを添付〕

※法人と理事等の間で交わされる書類（贈与契約書等）→写し（原本証明付）とする。

(原本証明例)

原本と相違ないことを証明します。 令和 年 月 日 (仮称) 社会福祉法人〇〇会 設立代表者 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">実印</span>
--

## 5 選定方法

事業者の選定は、書類審査、事業者によるプレゼンテーション及びヒアリングにて「川口市介護保険サービス事業者選定委員会」が審査し、「川口市介護保険運営協議会」に諮り、選定します。

### (1) 書類審査

事業者から提出された申請書類に基づき、大規模修繕及び改築の必要性等について、書類審査を行います。

### (2) プレゼンテーション及びヒアリング

ア) 日程については、改めてご連絡します。

イ) プレゼンテーション及びヒアリングは、30分～40分を予定しています。

ウ) お越しいただく方は2名以内とし、法人の代表者（または法人内の特別養護老人ホーム整備に関する責任者）、施設長、設計及び資金計画がわかる方で市が出席者として適当と認められた者とします。

### (3) 選定結果

ア) 選定結果については、応募のあった事業者に対し文書で通知します。

イ) また、選定された事業者については、川口市ホームページで公表します。

なお、審査の結果、選定事業者なしとする場合もあります。

## 6 スケジュール

・応募受付	令和8年7月31日（金）まで
・事業計画書提出	令和8年8月31日（月）まで
・書類審査 ・プレゼンテーション及び ヒアリング審査	10月中旬～下旬
・介護保険運営協議会	11月中旬
・選定結果通知	12月下旬

## 7 補助金制度

特別養護老人ホームの創設等について、補助金制度があります。補助金交付を受けるには条件等がありますので、「川口市特別養護老人ホーム等整備事業費補助金要綱」を必ずご確認ください。

なお、選定された計画であっても補助事業として必ず採択されるものではありませんのでご注意ください。

※補助内容や金額（上限額）については、現時点での内容であり、今後変更されることもあります。

また、補助金の交付については**予算の範囲内**となりますので、予めご了承ください。

※補助事業として採択されなかった場合は、別途3月中にお知らせします。

### 注意事項

①補助金の交付を受けて施設整備を行う場合、一般競争入札に付するなど市が行う契約手続きの取扱いに準ずるための、一定の要件及び手続きが必要となります。

②補助金の交付を受けて施設整備をしたのち、別の事業への転用等を行う場合は、原則として補助金の返還が必要となりますので注意してください。

③原則、補助金によって整備された施設を担保に供することはできませんので注意してください。

## 8 留意事項

- (1) 市内産業活性化の観点から、市内業者からの調達や、市内医療機関及び市内歯科医療機関との連携を図る計画を勘案します。
- (2) 応募の受付をもって、応募要件等の公募内容を承諾したものとみなします。
- (3) 応募書類に不足・不備がある場合は、受付できませんので注意してください。
- (4) 申請書類等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、市は、申請者の公表等に必要な場合には、申請書類等の内容を無償で使用できるものとします。
- (5) 申請書類等の提出に要する経費については、選定結果に関わらず、本市は一切負担しません。
- (6) 次に該当する場合、審査を行うことなく不適とします。
  - ① 提出された書類の内容に、重大な不備又は虚偽があったと認められる場合
  - ② 重要な事項（建設場所・設計・施設種別・定員・資金計画等）の変更があった場合
  - ③ 申請者及びその関係者が、本市職員に対し選定評価に係る働きかけを行った場合
  - ④ 市民の疑念や不信を招くような行為をしたと認められる場合
- (7) 応募書類の提出以降、事業者の都合による応募書類の変更は、原則認められません。  
市が必要と判断した場合は、追加資料を求める場合があります。
- (8) 応募書類は、理由の如何を問わず、返却しません。
- (9) 選定前までの辞退について  
書類の提出期限後、事業予定者の選定前までに、やむを得ない事由で辞退する場合、辞退理由を明記の上、法人名、代表者名、法人印の押印のある辞退届を提出してください。（任意様式）
- (10) 選定後の辞退について  
事業予定者として選定した後に辞退が生じると、本市の行政計画全体に大きな支障を来たすこととなります。その影響を十分に認識した上で、確実に事業が実施できる見込みをもって応募してください。  
また、事業予定者名は選定後に公表するため、その後辞退する場合は、法人名・辞退理由等についても公表することとなります。また、必要に応じて関係機関等への説明を行っていただくこともあります。
- (11) 選定以降であっても、整備計画に重大な不備等があることが判明した場合には、当該選定を取消します。
- (12) 地元町会等に事業計画を説明し、又は関係機関等と協議する際には、これから選定があることを十分説明し、既に決定した事業でないこと等、誤解を与えないよう十分注意してください。
- (13) 他の申請事業者の整備計画の内容に関する問い合わせについては、直接又は間接の如何を問わず、一切応じません。